

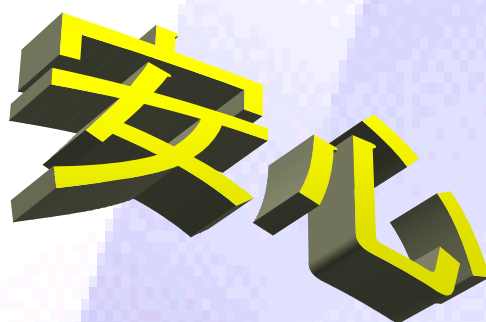
知っていますか？

「国民年金」って、

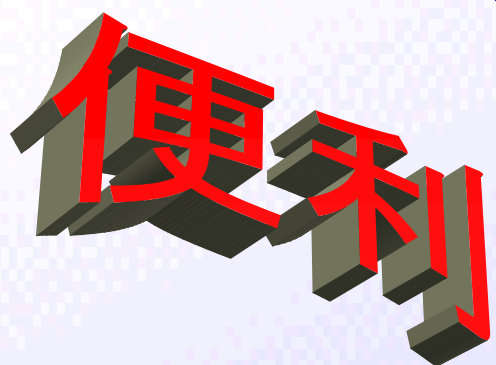
実は・・・



納めた額以上に
受け取れます。



老後も、万一のときも
サポートします。



コンビニ、インターネット
からでも納付できます。



保険料をまとめて支払う
と割引があります。

国民年金は、あなたとみんなの未来をつなぐ大切な「きずな」です。
支え合って、将来にもっと確かな安心を。

厚生労働省・日本年金機構

平成22年度版

これが国民年金のメリットです

メリット1 老後をずっと支える終身の年金

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後もさらに延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。
国民年金は、**生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障**です。

メリット2 不測の事態に備える保険としての年金

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「**障害基礎年金**」が支給され、死亡した時は、その遺族に「**遺族基礎年金**」が支給されます。



公的年金制度の障害・遺族年金は日本の人口の20人に1人が受給

メリット3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は「**社会保険料控除**」として全額控除の対象となり、税金が安くなります。



税金軽減額(税率10%の方の場合)

1年間の保険料 179,440円

1月～4月 14,660円×4ヶ月
5月～12月 15,100円×8ヶ月

※平成21年12月分から平成22年11月分の定額保険料で計算

確定申告で戻る額^(注)
17,944円

- ※ 被保険者（ご本人）の代わりに納付義務者（配偶者・世帯主）が納付した場合は、納付義務者が社会保険料控除を受けられます。
- ※ 国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に「社会保険料控除証明書」や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられています。

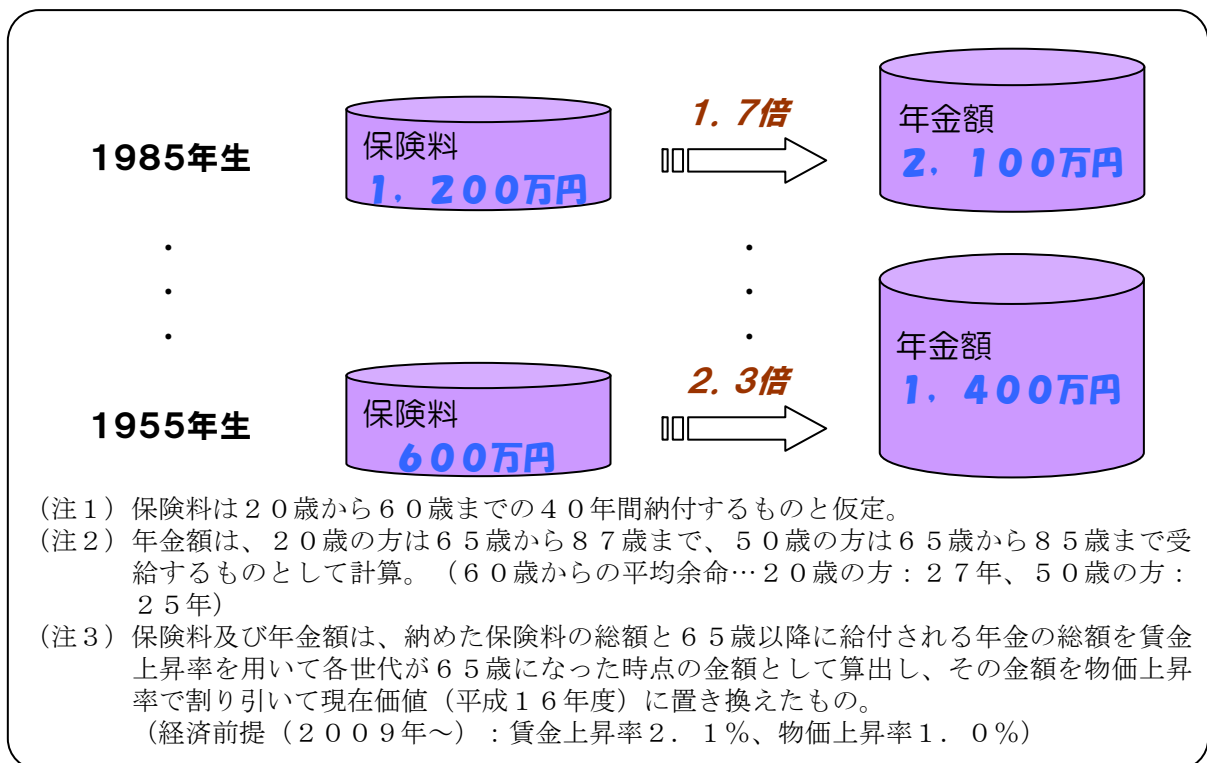
(注) この金額以上を源泉徴収等されている場合。

メリット4 生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

国民年金の老齢基礎年金は、**1/2**（平成21年3月分までは**1/3**）が国庫負担（税金）で賄われていることにより、払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。厚生労働省の試算では、1985年生まれ（2005年に20歳）の人でも、納めた保険料の**1.7倍以上**となります。



給付と負担（保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの）



メリット5 国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、**年金の価値が保障される**のです。



老齢基礎年金額 **622,800円**（昭和61年度）→ **792,100円**（平成22年度）

このように国民年金は有利で魅力的な制度です！

3つの基礎年金があなたの一生をサポートします

★ 老後に備えます

65歳から一生涯**老齢基礎年金**が支給されます。(終身保障)

老齢 基礎年金

平成22年度年金額 792,100円(満額)

- 20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。
- 保険料を全額免除された期間の年金額は1/2(平成21年3月分までは1/3)となりますが、保険料の未納期間は年金の対象期間になりません。
- 会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入)だった方には老齢厚生年金や退職共済年金が上乗せされて支給されます。

※ 老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年間(300月)あることが必要です。老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

$792,100円 \times [保険料納付月数 + (保険料全額免除月数 \times 8分の4) + (保険料4分の1納付月数 \times 8分の5) + (保険料半額納付月数 \times 8分の6) + (保険料4分の3納付月数 \times 8分の7)] / 加入可能年数 \times 12$

ただし、平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。

○定額の国民年金保険料を納付している方へ

～「**付加年金**」または「**国民年金基金**」のいずれかに任意で加入できます。～

付加年金: 国民年金保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。お申し込み先はお住まいの市区町村役場です。

国民年金基金: ライフプランに応じて加入口数(月額の掛金は68,000円まで)や年金の種類を選択することができます。国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする公的な年金です。詳細は、国民年金基金連合会ホームページ(<http://www.npfa.or.jp/>)でご確認いただくか、0120-65-4192までお問い合わせください。

※国民年金基金は、国民年金の任意加入被保険者の方は加入できません。

★ 不測の事態に備えます

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには**障害基礎年金**が、また、万が一本人が亡くなったときは、残された妻や子に**遺族基礎年金**が支給されます。

また、会社員や公務員であるときの障害や死亡の場合には、厚生年金や共済年金からも、基礎年金に上乗せされて年金が支給されます。

障害 基礎年金

平成22年度年金額(定額) 990,100円(1級)
792,100円(2級)

- 国民年金加入中の病気やケガで障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。
- (注) 子の人数によって加算(1人につき: 227,900円、3人目以降: 75,900円)があります。

遺族 基礎年金

平成22年度年金額 1,020,000円(妻)
(基本額(定額): 792,100円 + 子1人の加算額: 227,900円)

- 国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」に支給されます。
- (注1) 子は18歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は20歳まで支給されます。
- (注2) 妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

※ 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

日本国内に居住している20歳から60歳未満の全ての方は、公的年金に加入します

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者等	ご自身で市区町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦等	配偶者（第2号）の勤務先が届出	なし（配偶者の制度が負担）

【例えば】 太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳到達まで加入する年金は？

太郎さん：〔20歳に到達〕 学生なので国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔22歳で就職〕 会社員になり厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔45歳で転職のため退職〕 次の会社に就職するまでは国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔58歳で退職〕 退職後も60歳到達までは国民年金（第1号被保険者）に加入
 花子さん：〔20歳に到達〕 20歳到達時はすでに会社員で厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔29歳で結婚・退職〕 夫に扶養されている間は国民年金（第3号被保険者）に加入
 〔45歳で夫が退職〕 国民年金の第1号被保険者に変更
 〔夫が再就職〕 国民年金の第3号被保険者に変更
 〔夫が58歳で退職〕 60歳到達までは国民年金（第1号被保険者）に加入

	20歳	22歳(就職)	45歳(転職)	58歳(退職)	60歳
太郎さん (夫)	学生 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)	無職 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)	無職 第1号 (国民年金)
花子さん (妻)	20歳	29歳(結婚)			60歳
	会社員 第2号 (厚生年金)	専業主婦 第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)

◎ 第1号、第2号、第3号の被保険者期間（保険料納付済期間及び保険料免除期間）を合計して25年で老齢基礎年金の受給資格ができます。また、保険料納付済期間が40年（20歳～60歳）で満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

◎ 国民年金は、20歳から60歳到達まで加入が義務付けられていますが、希望すれば65歳到達までの間、任意加入ができます。

60歳到達までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない方は任意加入することにより受給資格を得ることができる場合があります。また、40年（480月）の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受けとれない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできますので、お気軽に最寄りの年金事務所又はお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口にお問い合わせください。

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は15,100円（平成22年度）です。また、保険料を前払い（前納）すると保険料がお安くなります。口座振替はさらに保険料が安くなります。



納付方法	1ヶ月分（※1）	6ヶ月分（※2）	1年分（※3）
現金支払（月々）	15,100円	90,600円	181,200円
現金支払（前納）	/	89,860円	177,980円
【割引額】		【740円】	【3,220円】
口座振替（前納）	15,050円	89,570円	177,400円
【割引額】	【50円】	【1,030円】	【3,800円】

※1 口座振替には1ヶ月の前納制度があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が50円お安くなります。

※2 6ヶ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。（口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に振り替えます。）

※3 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。（口座振替の場合は、4月末に振り替えます。）

（注1） 月末が休日の場合は、翌営業日が振替日又は納付期限となります。

（注2） 6ヶ月、1年以外でも、現金によりご希望月から翌年3月までの前納も可能です。

国民年金保険料の納め方

国民年金の保険料は以下の方法で納められます。

金融機関・郵便局・コンビニの
窓口で納める（※1参照）

口座振替・クレジットカード
で納める（※2参照）

インターネットや携帯
電話で納める（※3参照）

※1 保険料は事前にお届けする納付書で納めます。なお、お手元に納付書がないときには、年金事務所までお電話ください。

※2 口座振替・クレジットカードをご利用される方は、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で手続きをお願いします。（郵送による手続きもお受けしますので、年金事務所にお問い合わせください。）

※3 インターネット等をご利用しての納付方法については「日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）」でご案内しております。

資力があるにもかかわらず保険料を納めない方には、財産等の差し押さえの手続きをさせていただきます。

保険料を納めることが難しい方は？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続によって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

① 免除（全額免除・一部納付）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続することにより、保険料の納付が全額免除又は半額納付などの一部納付となります。

なお、一部納付（一部免除）については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

※1/4納付及び3/4納付は、平成18年7月から実施です。

★免除の対象となる所得のめやす（平成22年度）

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4 納付	半額納付	3/4 納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162 万円	230 万円	282 万円	335 万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92 万円	142 万円	195 万円	247 万円
単身世帯	57 万円	93 万円	141 万円	189 万円

※「4人世帯」、「2人世帯」のご夫婦は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合、「4人世帯」のおさんは16歳未満の場合のめやすです。

※若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額納付と同基準となります。

※退職者、震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合がありますので、ご相談ください。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

- ★ ①～③の期間は老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格をみる場合に必要な期間に算入されます。（一部納付については、一部納付保険料を納付している事が必要です。）
- ★ ①の期間にかかる老齢基礎年金の金額は、保険料を全額納付した場合と比較して次のとおりです。一部納付は、納付すべき保険料を納付されなかった場合は、年金額には算入されません。
 - 全額免除 → 8分の4
 - 半額納付 → 8分の6
 - 1/4納付 → 8分の5
 - 3/4納付 → 8分の7
- ★ ただし、平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、1/4納付は6分の3、半額納付は6分の4、3/4納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。
- ★ ②、③の期間については、受給資格の必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。

- ★ 将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、①～③の期間について10年以内であれば（平成22年4月分なら平成32年4月まで）、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。
- ★ 保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、早めの追納をおすすめします。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は①～③の申請をしましょう。

※ 申請は、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口・年金事務所でお受けいたします。

年金の意義とは？

産業構造の変化、都市化、核家族化

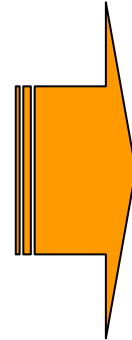
→ 核家族化が進み、私的扶養が減少する中でも、
高齢者の自立した生活を社会全体で支援

家庭内扶養から社会的扶養へ

かつての日本では、祖父母、父母、子供たちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養すること（＝私的扶養）が一般的でした。しかし、核家族化が進み、兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を自分の子供に頼ることが難しくなっています。

国民年金などの公的年金は、老後の生活を安心して送れるよう、社会全体で高齢者の生活を支え、ご自身が高齢者になったときには次の世代に支えてもらう、いわば仕送りのような仕組み（＝社会的扶養）が必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度です。

すなわち、親の世代の年金を支える保険料を納付する義務を果たした程度に応じ、将来、子供の世代に支えてもらえるという世代間扶養の仕組みです。

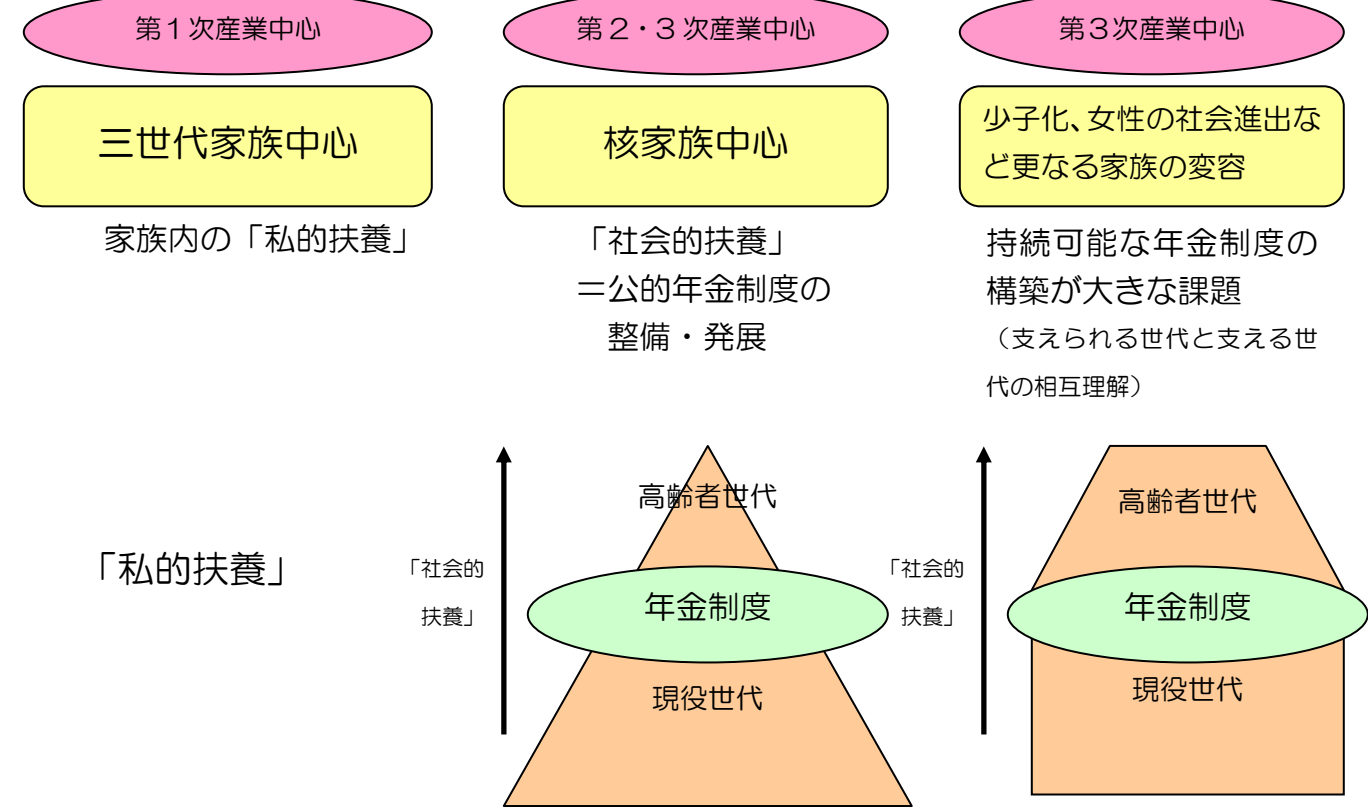


【過去】

（高度成長期）

（安定成長期）

【現在】



年金の役割って？

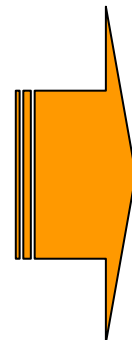
高齢期の生活の基本を支える

→ 高齢者の生活の安心
→ 現役世代の生活の安心

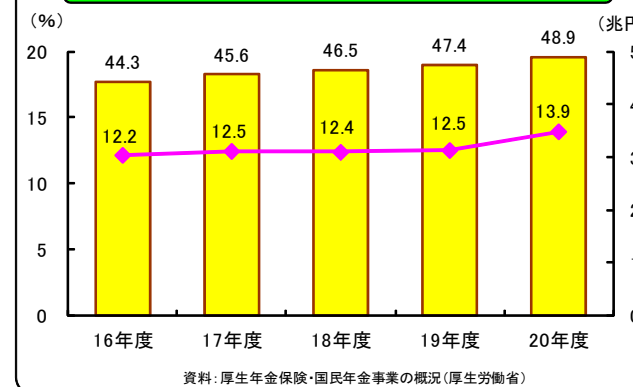
もしも年金がなかったら

仮に、お様が1人しかおられないご家族のお子様同士が結婚し、どちらのご両親とも年金がなければ、夫婦で4人分の仕送りが必要となり、ご両親の経済的な心配をしながら生活することになります。

年金があるから現役世代の生活も成り立っていると言えるのではないのでしょうか。そして、いずれ自分も誰かに支えてもらう時期が訪れます。年金制度は、このように社会的な世代間扶養の仕組みへの参加なのです。



年金総額は49兆円。国民所得の13.9%を占める



国民の4人に1人が年金を受給

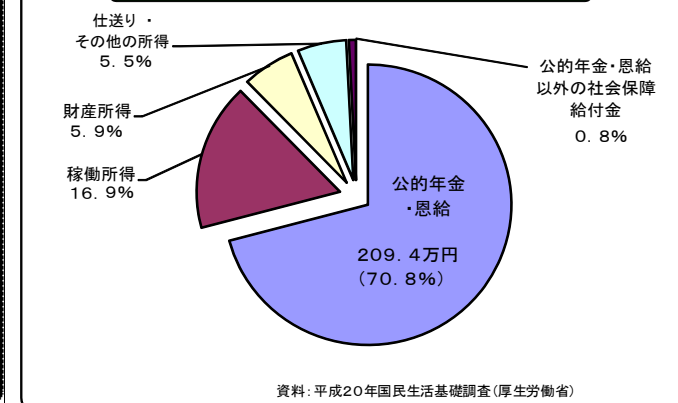


地域経済を支える役割 …家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢者の割合)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
島根県 (28.2%)	15.7%	22.8%
高知県 (27.2%)	15.7%	19.5%
長崎県 (24.8%)	14.9%	21.7%
山口県 (26.4%)	14.5%	23.2%
鳥取県 (25.1%)	14.3%	18.8%
秋田県 (28.0%)	14.2%	17.6%
宮崎県 (24.7%)	14.1%	19.1%

年金は高齢者世帯の収入の7割



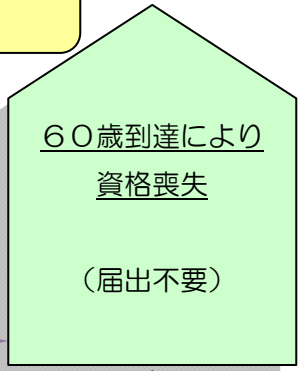
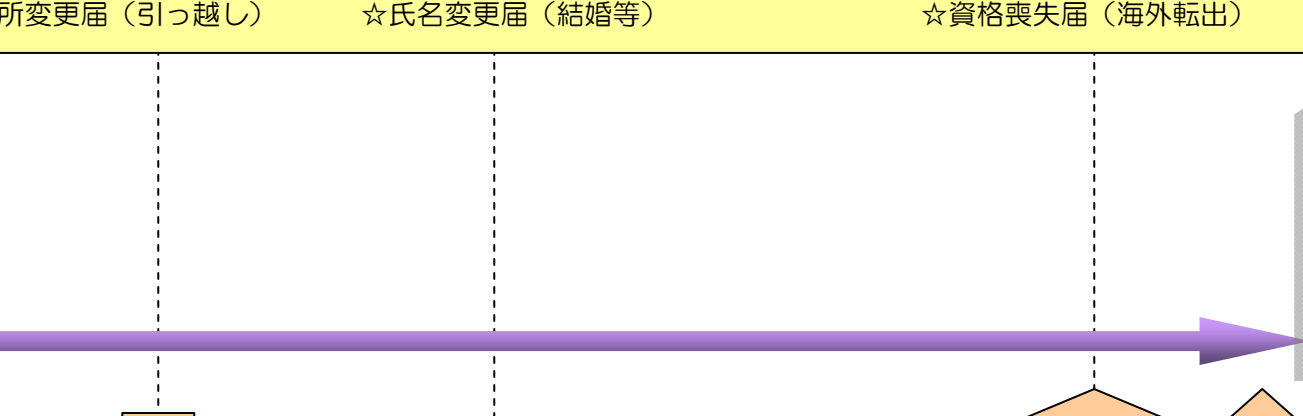
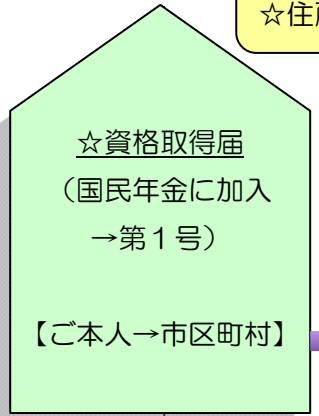
年金とライフステージ

例えば・・・

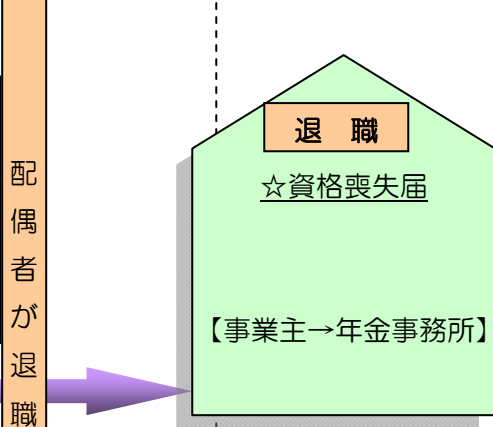
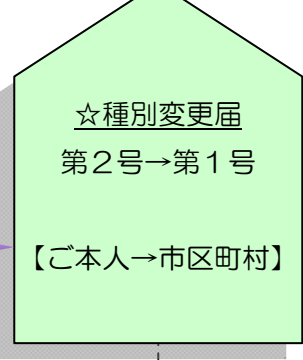
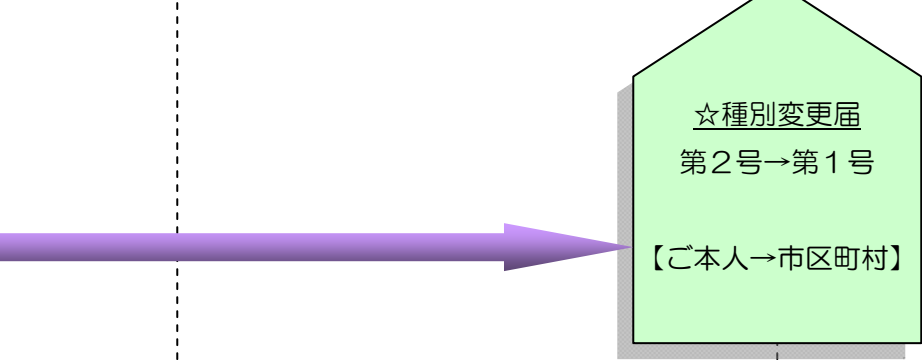
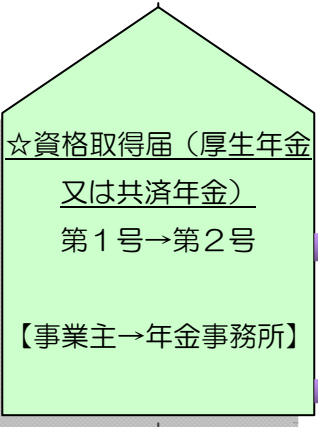


【その他の届出】
 ☆住所変更届（引っ越し） ☆氏名変更届（結婚等） ☆資格喪失届（海外転出）

第1号被保険者
 （自営業、学生等）

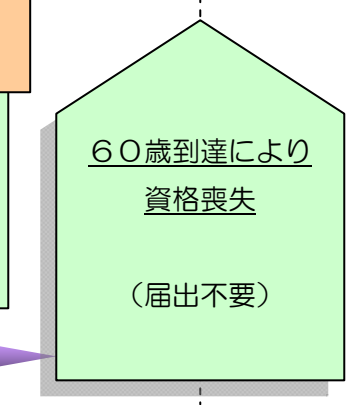
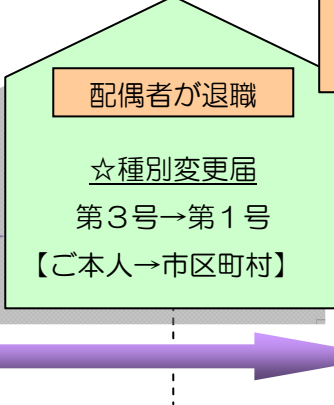
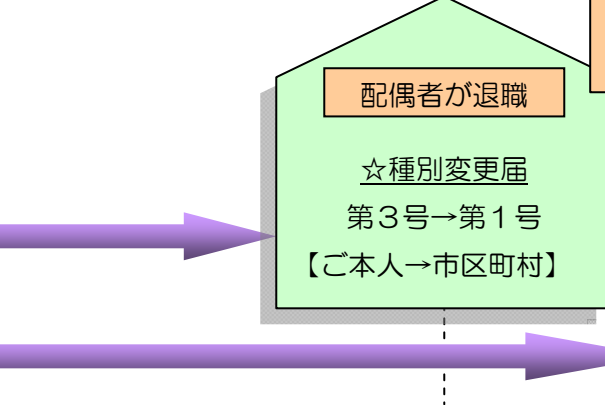
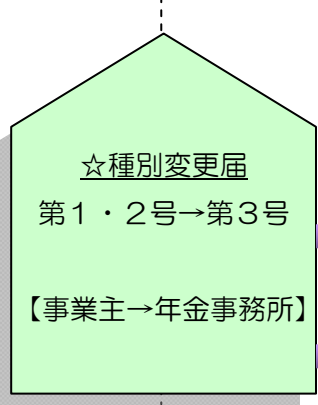


第2号被保険者
 （会社員、公務員）



○年金の裁定請求
 ○諸変更届

第3号被保険者
 （会社員、公務員
 の被扶養配偶者）



インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「年金個人情報提供サービス」が便利です。（ユーザID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認しませんか？）
 24時間いつでも日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)から確認、お申し込みができます。
 ※このサービスは、国民年金および厚生年金の加入者が対象となっています。お申し込みには、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳など基礎年金番号を確認できるものをご用意ください。

年金制度は、それぞれのライフステージの変化に応じて、さまざまな届出などが必要になります。
 ご不明な点があれば、お気軽にお近くの年金事務所へお問い合わせください。